

議案第 85 号

令和 5 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

熊本県上天草市長 堀江 隆臣

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	
天草四郎ミュージアム警備委託料	令和6年度から令和8年度まで	年度別	
		令和6年度	159
		令和7年度	159
		令和8年度	159
計			477